

はじめりました 障害者自立支援法

これまでの広報おのまちで、障害者自立支援法について連載してきましたが、今月は、その他の身近に利用できるサービスについてお知らせします。

◎障害者手帳によるさまざまなサービス

《JR料金割引》(身体・知的)
切符購入の際に、手帳を提示することにより割引サービスが受けられます。

【対象範囲】
(表1)のとおりです。

(表1)

手帳内容	割引率	対象範囲	内 容
身体障害者手帳第1種療育手帳(A)	50%	本人・介護者	普通乗車券 普通回数券 普通急行券
身体障害者手帳第2種療育手帳(B)		本人のみ	普通乗車券 (ただし、片道100kmを超える場合のみ)

(表2)

手帳内容	割引率	対象範囲	内 容
身体障害者手帳第1種療育手帳(A)	50%	本人・介護者	バス料金全般
精神障害者保健福祉手帳(写真添付の方)		本人のみ	

(表3)

手帳内容	割引率	対象範囲	内 容
身体障害者手帳第1種療育手帳(A)	50%	本人以外の方が運転する場合	有料道路通行料金
身体障害者手帳療育手帳所持者すべて		本人が運転する場合	



(表4)

割引率	対 象 者
全額免除	身体障害者手帳を所持する方と一緒に世帯であり、収入が生活保護に該当する基準程度の場合。
半額免除	聴覚障害を持った方が世帯主である世帯。 視覚障害を持った方が世帯主である世帯。 肢体不自由の障害で手帳が1級または2級の方が世帯主である世帯。

(表5)

区 分 (身体障がい)	障がい者が運転する場合						障がい者と生計を一にする家族や常時介護する方が運転する場合					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障がい	○	○	○	○			○	○	○	○		
聴覚障がい		○	○					○	○			
平衡機能障がい			○						○			
音声機能障がい			○						○			
上肢不自由	○	○					○	○				
下肢不自由	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
体幹機能障がい	○	○	○		○		○	○	○	○		
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動障がい	上肢機能	○	○				○	○				
	移動機能	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内部障がい	○		○	○			○	○	○	○		
免疫機能障がい	○	○	○	○			○	○	○	○		

区 分	障がい者と生計を一にする家族や常時介護する方が運転する場合
知的障がい	A (最重度・重度)
精神障がい	1級 (自立支援医療を受けている方に限る)

《県内バス料金》(身体・知的・精神)
県内の路線バスを利用し、料金を支払う際に障害者手帳を提示することで割引サービスが受けられます。

【対象範囲】
(表2)のとおりです。

《有料道路通行料割引サービス》(身体・知的)
高速道路などの有料道路を利用した際の料金の割引サービスです。

【対象範囲】
(表3)のとおりです。

《申請方法》
障害者手帳を持参し、役場にて申請してください。手帳にスタンプを押します。

※登録できる車は1台です。

《NHK放送受信料の割引》(身体)
障害者手帳をお持ちの方で、次の項目に該当する方は、NHK放送受信料が免除されます。

【対象範囲】
(表4)のとおりです。

《申請方法》
障害者手帳を持参し、役場にて申請してください。

《自動車税・自動車取得税の減免》(身体・知的・精神)
福島県では、障害者手帳をお持ちの方の自動車税や、自動車を購入する際の自動車取得税の減免を行っています。

【対象範囲】
(表5)のとおりです。

《申請方法》
① 身体障がい者自身が運転障害者手帳
運転免許証
減免を受ける自動車車検証
印鑑

② 障がい者以外の方が運転障害者手帳
生計同一証明書(※)
運転免許証
減免を受ける自動車車検証
印鑑

※18歳以上の身体障がい者の場合、自動車の所有者は障がい者自身でなければなりません。

※生計同一証明書：①と同じ書類と住民票謄本を役場健康福祉課で申請してください。

